

先 導 的 教 育 シ ス テ ム 実 証 事 業
(ICTドリームスクールイノベーション実証研究)

ICTドリームスクール実践モデル

平成27年度募集要項

総務省

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

1 趣旨

平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略では、「2010年代中に1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進する」ことを掲げている。同じく閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言においても、「2010年代中にはすべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築する」ことが明記されている。

総務省としても、これまでICTを活用した教育の実現と全国への普及・展開を推進しており、小中学校・特別支援学校における1人1台の情報端末等を活用した教育の実証事業をはじめとする様々な取組を実施してきた。これを受けて、一部先進自治体・学校においても独自のICT環境整備・利活用の取組が始まっている。

しかし、教育においてICTを最大限有効に活用し、その取組を先進地域・学校のみならず全国に普及・展開していくためには、未だ多くの課題が残されている。全国の自治体・学校が限られた財源でICT環境整備・利活用を実現していくために、ICTコストの削減も喫緊の課題であるとともに、クラウド・ビッグデータ・HTML5・MOOCs(Massive Open Online Courses、大規模オープンオンライン講座)等の新たな技術やサービスの出現や、民間事業者による教育ICTサービスが普及しつつあり、これらの課題や動向を踏まえてICT利活用のあり方を再考することも重要となっている。

こうした状況を踏まえて、総務省は2014年6月に「ICTドリームスクール懇談会」(座長:金子郁容 慶應義塾大学教授)。以下「懇談会」という。)を設置し、未来の学習・教育環境のあり方とその実現方策について議論を重ねてきた。今後実現すべき学習・教育環境の姿を「ICTドリームスクール」として整理し、その実現に向けた取組等を2015年4月に「中間とりまとめ」として公表したところである。

「中間とりまとめ」においては、個に応じた最適な学びを、誰でも・いつでも・どこでも・安全安心に提供し、世界をリードするICT学習・教育環境の実現に向けて、学習・教育クラウド・プラットフォームを活用した多様な学習・教育実践モデルを展開し、その成果・課題等を広く共有し、全国への実践モデルの普及・展開が求められている。

今般、熱意と意欲のある学校、企業、研究機関等から、ICTドリームスクール実践モデルの提案公募を実施し、選定の上、スピード感を持って実行していくものである。

2 対象者(提案主体)

学校、自治体、民間企業、NPO法人、研究機関等、及びそれらの連携(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童生徒を対象に、総務省「先導的教育システム実証事業」で構築する学習・教育クラウド・プラットフォーム(参考資料1)を活用したICTドリームスクール実践モデルを実施しようとする者)

3 採用予定数

10モデル程度

4 実証研究内容

提案型の実証研究とする。ICTドリームスクール実践モデルの提案に当たっては、「ICTドリームスクール懇談会 中間とりまとめ」(参考資料2)における学習・教育実践モデルを参考にして、学習・教育クラウド・プラットフォームを活用した具体的な計画を策定し、実行するものであること。

ただし、公益性の高いものに限る。

5 実証研究期間

平成27年7月～平成28年3月

※ 平成28年度についても継続して実証研究することを見込んでいる。(未定)

6 実証研究の実施に係る契約

本実証研究は、提案主体と「クラウド等の最先端情報通信技術を活用した学習・教育モデルに関する実証」の請負事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「請負事業者」という。)等との契約によって行うものとする(委託額は、原則として上限500万円とする。)

※ 委託額については、原則、提案がなされた範囲内において評価を行い、査定する。

7 提案手続

(1) 提出書類

以下の書類を各々の様式に従い作成・提出すること。詳細については別紙を参照すること。

- ① 事業実施計画書(かがみ文・提案書本体)【別添1】
- ② 事業実施計画書 概要イメージ【別添2】
- ③ 経費支出計画【別添3】
- ④ 代表承認者【別添4】

(2) 提出先等

「15. 本件に関する問い合わせ先」の ICT ドリームスクール実践モデル公募事務局に E メールにより電子データを提出(必着)すること。

※ 電子データは、マイクロソフト社 Word ファイル、Excel ファイル又は PowerPoint ファイル形式で提出すること(他のファイル形式とする場合には、担当者まで問い合わせること。)

8 提案受付期間

平成27年5月29日(金)～平成27年6月29日(月)(17:00締切)

9 選定及び結果の開示

(1) 選定

提出書類等の形式審査及び内容審査により選定する。

(2) 評価

ICT ドリームスクールの理念である「個に応じた最適な学びを、誰でも・いつでも・どこでも・安全安心に提供」する ICT 学習・教育環境の実現を目的として、以下の3モデルのいずれか又は複数のモデルとの適合性に加えて、普及可能性及び費用対効果の観点から評価を行う。

○3つのモデルとの適合性

ア. 学校・家庭・地域の連携型

学習・教育クラウド・プラットフォームを活用した時間・場所・端末を問わない学びや学習記録データを活用した個に応じた学びに取り組むことを目的とする。学校・家庭・地域の連携型の実践例としては、学校においてデータを活用した学習・指導・生活面の支援や教材・ノウハウ共有を行う取組等が挙げられる。また反転学習や保護者との情報共有などの学校・家庭間連携、学校と民間学習塾等が連携した学習記録データ活用なども実践モデルとして考えられる。

イ. 地域活性化・まちおこし型

ICTを活用して特に地方山間部・離島部等の過疎地域における教育機会の充実や地方創生につながる新たな学びの実践に取り組むことを目的とする。地域活性化・まちおこし型の実践例としては、学習資源に制約のある地方の学校でのMOOCs型教材等を活用した学習支援、離島・山間部等の学校と民間事業者が連携した地方における質の高い教育の推進などが挙げられる。

ウ. 最先端学習スタイル型

次世代に必要となる最先端の学びを、最先端のICT学習・教育クラウド・プラットフォームの活用を通じて実現することを目的とする。最先端学習スタイル型の実践例としては、プログラミング教育や教育用SNSの活用等を通じた学習が挙げられる。これらは諸外国で取組が進む分野であり、日本でも実践例が蓄積されていくことが期待される。また、最先端のICTを活用して、自宅・病院で学ぶ子供たちなど学習に困難を抱える子供たちへの支援強化を進めて、新たな学習スタイルの実現を図ることも、実践例に位置づけられる。

※ 提案については、上の実践例に限られるものではない。

○普及可能性

ICT ドリームスクール実践モデルの選定に当たっては、その成果・課題等を広く共有し、全国への多様な実践モデルの普及・展開ができるかどうかを重視する。実践モデルの国内外への普及展開を想定した実現可能なコストモデルの提示や、確実な普及展開方策を有しているかなど、実証終了後の全国的な普及展開に向けた道筋を明確にし、スピード感を持って実行していく提案を期待する。

○費用対効果

ICT ドリームスクール実践モデル校の選定に当たっては、提出される経費支出計画に対して、効率的かつ効果的な実証研究の内容となっているかどうかを重視する。審査に当たっては、経費支出計画に対して、実証効果及びそれに対する具体的な工夫等が明示されている提案を高く評価する。

(3) 選定結果の開示

総務省のホームページにおいて選定者のみを公表する。

(4) 契約について

選定にあたり、提出書類を基に実証研究内容を調整し、請負事業者と契約を締結する。なお、契約額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するため、提案者の提示する額とは必ずしも一致しない。

10 スケジュール

年	時期	内容
平成 27 年	5 月～6 月	申請開始 受付期間:5 月 29 日～6 月 29 日
	7 月上旬	申請締切 審査期間:7 月上旬
	7 月中旬	選定者の決定・公表 総務省、請負事業者との実証内容、学習・教育クラウド・プラットフォームの活用内容の調整、必要な ICT 環境等の配備
	7 月中旬以降	ICT ドリームスクール実践モデルの実施環境の整備が整い次第、順次実証開始 月 1 回を目途に進捗状況を報告
平成 28 年	3 月中旬	成果のとりまとめ、請負事業者への報告
	3 月下旬	別途開催されるシンポジウム等にて実証成果の発表

11 秘密の保持

選定団体は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報をいかなる者にも漏洩してはならないものとし、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区分して、善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外に使用してはならない。

12 知的財産権の取り扱い

本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、本実証の趣旨、契約、商慣習及び関係法令等に照らして、総務省に帰属することが適切ではないものを除いて、原則として著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ(営業秘密)は総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。ただし、本実証の履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権又はノウハウ(営業秘密)を自ら又は第三者をして使用させる場合は、総務省と別途協議するものとする。

13 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本契約では学習者、教員等の情報を扱うことから、選定された ICT ドリームスクール実践モデルを実施する学校が所属する教育委員会・自治体、団体等に関する法令、運用ポリシーと調整のうえ、必要な処置、適切な体制を整えること。

(2) 本契約過程で作成されたプログラム等の取扱い

本契約を通じて開発されたプログラム、サービス等は、「先導的教育システム実証事業」に関する実証校、検証協力校、ICT ドリームスクール実践モデルを実施する学校等に限り、原則無償で利用可能となるよう権利等を含め調整を行うこと。採択された実証研究の実施に当たっては、請負事業者と契約を締結し、実証研究は総務省及び請負事業者の監督のもと実施するものとなる。

(3) 学習・教育クラウド・プラットフォームの活用

本事業は、学習・教育クラウド・プラットフォームを活用した多様な学習・教育実践モデルを検討し、全国への実践モデルの普及・展開を目的としている。そのため、学習・教育クラウド・プラットフォームを活用した学習の実践、または学習・教育クラウド・プラットフォームへのコンテンツ掲載やデータ連携等を実施し、それらを活用した学習の実践が必須となる。

学習・教育クラウド・プラットフォームの概要については、参考資料1のとおりとする。

学習・教育クラウド・プラットフォームへのコンテンツ掲載は、コンテンツは HTML5 で作成されたものとし、請負事業者にて用意するクラウド環境へのセットアップを行うこと。セットアップにかかる費用は本事業の範囲とし、提案者の負担とする。

学習・教育クラウド・プラットフォームへのデータ連携は、請負事業者が示す共通仕様に基づく認証データの連携(シングルサインオン)、学習記録データの連携(学習・教育クラウド・プラットフォームへの一元的な蓄積・管理)、コンテンツメタデータの連携(学習・教育クラウド・プラットフォームのコンテンツとの一元的な検索等)等を想定する。データ連携にかかる費用は本事業の範囲とし、提案者の負担とする。

コンテンツ掲載やデータ連携にあたり、詳細の確認が必要な場合は「15 本件に関する連絡先」へ確認を行うこと。

(4) ICT 機器等の更改に係る取扱いについて

本実証研究に当たって必要となる ICT 機器等の整備については、請負事業者との契約の範囲内で実施されているところ、ICT 機器の経年劣化やバッテリーの消耗等を理由とした整備は認めない。

(5) 実証研究の進捗管理等について

本実証研究に当たっては、「先導的教育システム実証事業」評価委員会（以下「評価委員会」という。）や関係する研究会等と連携しながら行う。採択された者は、評価委員会等への情報提供や進捗状況等の報告、意見交換・助言等に協力すること。

14 実証研究後の手続きについて

(1) 実施報告書の提出

実証研究終了後、提出された実施計画に基づき、実証内容、結果を取りまとめて納入成果物として報告書を請負事業者に提出すること。

また、総務省、請負事業者との調整のうえ、総務省「平成 27 年度 クラウド等の最先端情報通信技術を活用した学習・教育モデルに関する実証」に必要な実証結果に含めることとする。

【納入成果物】

・実施報告書 2部 ※電子メール等で電子ファイルでも提出を行うこと

(2) 実証研究終了後の協力義務

実証研究終了後3年間は採用者に対し、実証研究終了後の現況調査等を行う。本調査への協力を採用の条件とすることに留意すること。

15 本件に関する連絡先

○ICTドリームスクール実践モデル公募事務局（担当：稲田、小塚）

電話：03-6733-7135

E-mail：dream-school_atmark_ntt.com

受付時間：平日 10時～17時

※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

**「ICT ドリームスクール実践モデル」
平成27年度募集要項 提出書類一覧**

以下の書類を平成27年6月29日（金）（17時必着）までにICTドリームスクール実践モデル公募事務局に提出してください。

提出書類	紙媒体	電子ファイル		注意事項
		ファイル名※1	ファイル形式※2	
実施計画書(かがみ・提案書)	・提出不要。	○○10 計画	Adobe PDF 及び MS-Word	・ PDF・Word の両方で提出すること
実施計画書 概要イメージ		○○20 計画概要	パワーポイント	
経費支出計画		○○30 支出計画	MS-Excel	・ 必要に応じて資料を添付すること ・ 申請主体が 連携主体 の場合のみ ・ 1 団体につき 1 枚でも、全構成団体で 1 枚でも可
連携主体の代表承認書		○○40 連携	Adobe PDF	

※1 ファイル名の赤字部分は【提案団体名】とする。提案団体名は略称で可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例： 総務市 10 提案.doc

※2 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**